

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第2項及び第3項の規定に基づき、並びに自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第157条第2号の規定を実施するため、自衛隊の使用する自動車に関する訓令を次のように定める。

昭和45年1月30日

防衛庁長官 有田 喜一

自衛隊の使用する自動車に関する訓令

改正	昭和48年 4月26日庁訓第25号	平成 5年 9月28日庁訓第48号	平成18年 7月28日庁訓第83号
	昭和49年12月24日庁訓第45号	平成 5年11月30日庁訓第52号	平成19年 1月 5日庁訓第 1号
	昭和50年 5月27日庁訓第25号	平成 6年 3月30日庁訓第18号	平成19年 8月27日省訓第141号
	昭和50年12月19日庁訓第46号	平成 6年 9月30日庁訓第50号	平成20年 4月21日省訓第34号
	昭和52年 7月22日庁訓第30号	平成 7年 8月28日庁訓第49号	平成21年 3月 3日省訓第 3号
	昭和53年12月19日庁訓第37号	平成 8年 3月28日庁訓第18号	平成21年12月22日省訓第64号
	昭和55年 5月 6日庁訓第22号	平成 8年12月27日庁訓第57号	平成22年 4月 1日省訓第15号
	昭和60年 9月27日庁訓第33号	平成 9年 4月28日庁訓第26号	平成23年 4月 1日省訓第16号
	昭和62年 9月 1日庁訓第37号	平成 9年11月21日庁訓第40号	平成24年 9月 7日省訓第33号
	昭和63年11月30日庁訓第39号	平成10年10月 1日庁訓第42号	平成27年 4月24日省訓第22号
	平成元年 3月 4日庁訓第 6号	平成11年 6月30日庁訓第38号	平成27年10月 1日省訓第39号
	平成元年 4月26日庁訓第31号	平成11年 9月29日庁訓第50号	令和 2年12月28日省訓第67号
	平成元年 6月29日庁訓第53号	平成13年 1月 6日庁訓第 2号	
	平成元年 9月29日庁訓第58号	平成15年10月 8日庁訓第67号	
	平成 2年 9月26日庁訓第34号	平成15年12月24日庁訓第74号	
	平成 3年10月 1日訓令第32号	平成17年 2月10日庁訓第 1号	
	平成 4年 5月29日庁訓第44号	平成17年 8月23日庁訓第64号	
	平成 4年 9月28日庁訓第57号	平成17年12月26日庁訓第80号	

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 自動車番号及び標識（第3条—第9条）
 - 第3章 保安基準（第10条）
 - 第4章 整備（第11条—第14条）
 - 第5章 検査（第15条—第22条）
 - 第6章 適用除外指定に関する手続（第23条・第24条）
 - 第7章 雑則（第25条—第29条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛隊の使用する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定が適用されるものを除く。以下同じ。）の番号、標識、保安基準、整備及び検査並びに同法の規定が適用されないこととするための自衛隊法施行令第157条第2号の国土交通大臣の指定（以下「適用除外指定」という。）を受けるための手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各幕僚長等 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は防衛装備庁長官をいう。
- (2) 各自衛隊 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊をいう。
- (3) 各自衛隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は防衛装備庁をいう。
- (4) 部隊等 各自衛隊の部隊若しくは機関又は防衛装備庁の施設等機関をいう。
- (5) 使用部隊等 自動車を使用する各自衛隊の部隊若しくは機関又は各自衛隊の用に供するために試作された自動車を運行する防衛装備庁の施設等機関をいう。
- (6) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）による道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。
- (7) 運行 人員又は物品を運送するとしないうにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。
- (8) 車両重量 原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量をとって載し、及び当該自動車の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。
- (9) 車両総重量 車両重量、最大積載量及び80キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。

第2章 自動車番号及び標識

(自動車番号及び標識の表示義務)

第3条 自動車は、自動車番号及び第6条の標識を付したものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(自動車番号)

第4条 自動車番号は、各自衛隊等別、車名別及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）に基づくアメリカ合衆国からの供与によるものかどうかの別を表示する2けたの番号並びに自動車個有の4けたの番号により構成する。

2 自動車番号の付与、改廃及び記録に関する事務は、陸上自衛隊において行う。

(自動車番号標)

第5条 自動車番号は、自動車番号標に表示する。ただし、第3項の規定による自動車番号標の取付けが構造上困難な自動車にあつては、自動車番号標にかえ、車体の見やすい箇所に自動車番号を直接記入することができる。

2 自動車番号標の様式は、別表第1のとおりとする。

3 自動車番号標は、自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けなければならない。た

だし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、三輪自動車、被けん引自動車又は防衛大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車番号標を省略することができる。

(標識)

第6条 自衛隊法第114条第3項の規定による標識の制式は、別表第2のとおりとし、その記入要領については、各幕僚長等が定めるものとする。

(自動車番号等以外の標識)

第7条 使用部隊等の長は、各幕僚長等の定めるところにより、自動車番号及び前条の標識以外の標識を付することができる。この場合において、当該標識は、自動車番号及び前条の標識とまぎらわしいものであつてはならない。

(自動車番号標の返納等)

第8条 使用部隊等の長は、自動車が処分され、又は管理換（各自衛隊等内の管理換及び各自衛隊等間の返還すべき条件を附した管理換を除く。）される場合には、各幕僚長等の定めるところにより、標識を塗まつするとともに、自動車番号標の取り付けられた自動車にあつては当該自動車番号標を返納し、自動車番号を車体に直接記入した自動車にあつて当該自動車番号を塗まつするものとする。

(車台番号及び原動機の型式の打刻)

第9条 自動車には、車台に車台番号の、原動機に原動機の型式の打刻がなければならない。

2 自動車は、次の各号のいずれかに該当する場合には、車台番号及び原動機の型式の打刻を行なうものとする。

(1) 車台番号又は原動機の型式の打刻を有しないとき。

(2) 車台番号又は原動機の型式の打刻が識別困難になつたとき。

3 前項の規定による打刻及びその記録は、陸上自衛隊において行なうものとする。

4 陸上幕僚長が指定する者以外の者は、車台番号又は原動機の型式の打刻をまつ消し、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。

第3章 保安基準

(保安基準)

第10条 自動車の保安基準は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条から第42条までに規定する国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に準じて、防衛大臣が別に定める。

2 自動車は、前項の保安基準に適合したものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

第4章 整備

(整備の責任)

第11条 各幕僚長等は、自動車の整備の内容を技術的に低度のものから高度のものに区分し、当該区分に応じて自動車の整備を担当する部隊等の担当責任を定めなければならない。

(整備基準)

第12条 各幕僚長等は、前条の規定による区分（次条において「整備区分」という。）に応じて自動車の整備基準を定めなければならない。

(整備区分等の設定に際しての協調)

第13条 各幕僚長等は、整備区分及び整備基準の設定に際しては、これらの内容が各自衛隊等間においてできる限り共通となるよう協調しなければならない。

(整備記録)

第14条 各自衛隊等においては、自動車の整備の能率の向上を図るため、整備の実施に関する統計、部品の使用実績等の管理的事項及び修理方法、再生過程等の技術的事項を記録し、これを保管し、活用しなければならない。

第5章 検査

(保安検査及び自動車検査証)

第15条 自動車は、その使用部隊等の長が、陸上幕僚長の定めるところにより、陸上幕僚長が第3項に規定する実施時期において行う保安基準に適合しているかどうかについての検査（以下「保安検査」という。）を受け、自動車検査証（以下「検査証」という。）の交付を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 検査証の有効期間は、2箇年を超えない期間とする。ただし、専ら乗用の用に供する自動車について、初めて前項の規定により検査証の交付を受けたときは、3箇年を超えない期間とする。

3 自動車の保安検査は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 各自衛隊等が各自衛隊等以外のものから新たに検査証のない自動車を受領した場合
- (2) 検査証の有効期間が満了する場合
- (3) 自動車の改造又はその装置の交換のうち、陸上幕僚長の定めるものを行ったとき。
- (4) 自動車の構造、装置又は性能の不良に基づく事故があつた場合において、陸上幕僚長が必要があると認めるとき。

(検査証の有効期間の伸長)

第16条 防衛大臣は、天災その他やむを得ない事由により、継続して保安検査を受けることができないと認めるときは、検査証の有効期間を、期間を定めて伸長するものとする。

2 各幕僚長等は、部隊等に所属する自動車について、前項の規定による検査証の有効期間を伸長する必要があると認めるときは、別記第1号様式により申請することができる。

3 第19条の規定は、第1項の規定による検査証の有効期限の伸長については、適用しない。

(保安検査の特例)

第17条 第15条第3項第1号に該当する場合において、当該自動車が防衛装備庁で契約したものであるときは、その保安検査は、当該契約に際して行われる検査をもつてかえるものとする。この場合においては、陸上幕僚長は、当該自動車に係る次条の検査証の交付に際して、その有効期間を当該検査を実施した検査官（調達品に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）第4条第2項に規定する検査官をいう。）に記入させ、これを使用部隊等の長に伝達させることができる。

(検査証の記載事項)

第18条 検査証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自動車の車名、型式及び形状
- (2) 自動車番号
- (3) 車台番号

- (4) 原動機の型式
- (5) 各自衛隊等別
- (6) 使用部隊等の名称
- (7) 自動車の長さ、幅及び高さ
- (8) 原動機の総排気量又は定格出力
- (9) 乗車定員及び最大積載量
- (10) 車両重量及び車両総重量
- (11) 検査証の有効期間
- (12) 保安基準を緩和した自動車にあつては、その旨
(検査証の記載事項の変更)

第19条 使用部隊等の長は、検査証の記載事項について変更があつた場合には、陸上幕僚長の定めるところにより、当該事項の変更について、検査証の書換えを受けなければならない。

(検査証の再交付)

第20条 使用部隊等の長は、次に掲げる場合には、陸上幕僚長の定めるところにより、検査証の再交付を受けることができる。

- (1) 検査証の有効期間の記載欄がなくなつたとき。
- (2) 検査証が滅失し、き損し、又はその識別が困難になつたとき。

2 前項の規定により再交付する検査証の有効期間は、従前の検査証の有効期間の残存期間とする。

(検査証の返納)

第21条 使用部隊等の長は、次に掲げる場合には、陸上幕僚長の定めるところにより、当該自動車の検査証(第3号に掲げる場合にあつては、旧検査証)を返納するものとする。

- (1) 自動車が処分される場合
- (2) 自動車が各自衛隊等以外のものに管理換される場合
- (3) 検査証の再交付を受けた場合

(改造前の検査)

第22条 使用部隊等の長は、自動車を改造しようとするときは、別に定める自動車の同一型式の範囲(以下「同一型式の範囲」という。)をこえるかどうかについて、陸上幕僚長又はその指定する者の検査を受けなければならない。

第6章 適用除外指定に関する手続

(申出手続)

第23条 各幕僚長等は、新たに適用除外指定を受ける必要のある自動車を取得しようとするとき、又はすでに適用除外指定を受けた自動車を同一型式の範囲をこえて改造しようとするときは、当該自動車の取得又は改造の2箇月前までに(やむを得ない場合は、理由を付して当該自動車の取得又は改造前に遅滞なく)別記第2号様式による適用除外指定申出申請書(正副2部)を作成し、これに次の第1号及び第2号に掲げる書類を添えて、防衛大臣に提出するものとする。ただし、第3号から第6号に掲げる書類についても、防衛大臣が必要とする場合に限り、当該申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 別記第3号様式による主要諸元表

- (2) 外観図
- (3) 原動機性能曲線図
- (4) 走行性能曲線図
- (5) 主要部強度計算書
- (6) 別記第4号様式による車体番号表

2 前項の規定により提出すべき同項各号に掲げる書類（以下この条において書類という。）の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの全部又は一部を省略することができる。

- (1) すでに防衛大臣に提出した書類と内容が同一であるとき。
- (2) 相互防衛援助協定に基づき供与された自動車に係る書類であつて、その作成が困難であるとき。

（適用除外指定の通知）

第24条 防衛大臣は、国土交通大臣に適用除外指定を申し出た自動車についてその指定があつた場合には、各幕僚長等にその旨を通知する。

第7章 雑則

（故障報告）

第25条 使用部隊等（防衛装備庁の施設等機関を除く。）の長は、かじ取装置、制動装置、車わく、車軸、車輪（タイヤを除く。）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車の運行ができなくなつたときは、直ちに当該故障の状況を各幕僚長等（防衛装備庁長官を除く。次項において同じ。）に報告するものとする。

2 各幕僚長等は、前項の報告を受けた場合には、当該故障の原因を検討し、構造上の欠陥その他の理由により仕様書の変更を要する場合には、報告書を作成し、これを防衛大臣に提出するとともに、その写しを他の各幕僚長等に送付するものとする。

（臨時運行）

第26条 自動車は、試運転を行う場合、保安検査のため回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、第3条及び第15条第1項の規定にかかわらず、各幕僚長等又はその指定する者の許可を受けて、臨時の運行の用に供することができる。この場合においては、当該自動車に別表第3に定める臨時運行番号標を第5条第3項本文の規定に準じて取り付けなければならない。

（自動車記録簿）

第27条 陸上幕僚長の指定する部隊又は機関においては、自動車記録簿を備え、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 自動車の車名、型式及び形状
- (2) 自動車番号
- (3) 車台番号
- (4) 原動機の型式
- (5) 各自衛隊等の別
- (6) 使用部隊等の名称
- (7) 自動車の長さ、幅及び高さ

- (8) 原動機の総排気量又は定格出力
- (9) 乗車定員及び最大積載量
- (10) 車両重量及び車両総重量
- (11) 適用除外指定の年月日
- (12) 自動車番号付与の年月日
- (13) 保安検査の実施年月日
- (14) 検査証の有効期間
(証明証の発行)

第28条 各幕僚長等又はその指定する者は、自動車を処分した場合又は各自衛隊等以外のものに管理換した場合において、相手方が道路運送車両法に基づく登録上必要があるときは、別記第5号様式による証明書を発行するものとする。

- 2 前項の証明書は、処分し、又は管理換する自動車1両につき、2通以上発行してはならない。
(委任規定)

第29条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。ただし、第14条、第25条及び第26条の規定に関しては、各幕僚長等が定める。

- 2 陸上幕僚長は、この訓令の規定に基づき必要な定めをする場合において、その定めが海上自衛隊、航空自衛隊又は防衛装備庁にも適用されるものであるときは、あらかじめ、海上幕僚長、航空幕僚長又は防衛装備庁長官と協議の上、防衛大臣の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第4号）は、廃止する。
- 3 昭和45年5月31日以前に製作された自動車（別冊第1の2第45項第1号アからオまでに掲げる自動車（同号ウ及びオに掲げる自動車にあつては、附表3の項から14の項までに掲げる可燃物のみを運送するもの及びこれらをけん引するけん引自動車に限る。）に限る。）に備える消火器にあつては、同項第2号又は第3号の規定にかかわらず、昭和46年5月31日までは、なお従前の例による。
- 4 防衛庁の事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。
別表第3 装備局長専決事項調達補給課所掌事務の項第10号を次のように改め、同項第11号を削る。
(10) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）別冊第1の3の防衛庁長官の認定に関すること。
- 5 防衛庁用自動車が緊急自動車の指定を受ける場合の手續等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「道路交通取締法施行規則（昭和28年総理府令第54号）第2条」を「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則（昭和48年4月26日庁訓第25号）

- 1 この訓令は、昭和48年5月1日から施行する。
- 2 次の表の左欄に掲げる自動車については、改正後の別冊第1の2第26項第5号の規定にかかわら

ず、同表の右欄に掲げる日までは、排気管から排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整すればよい。

附 則（昭和49年12月24日庁訓第45号）

この訓令中、第1条は昭和50年1月1日から、第2条は昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年5月27日庁訓第25号）

この訓令は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月19日庁訓第46号）

この訓令中、第1条の規定は昭和50年12月19日から、第2条の規定は昭和51年1月1日から、第3条の規定は昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年7月22日庁訓第30号）

この訓令中、第1条の規定は昭和52年8月1日から、第2条の規定は昭和52年7月22日から施行する。

附 則（昭和53年12月19日庁訓第37号）

この訓令は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、別冊第1の2第26項第6号の改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月6日庁訓第22号）

- 1 この訓令は、昭和55年5月6日から施行する。ただし、別冊第1の2第26項第2号の表中車両総重量が1.7トン以下のものに関する改正規定、同項第3号の表中車両総重量が1.7トン以下のものに関する改正規定及び別冊第1の4第29号の次に3号を加える改正規定は、昭和56年1月1日から、別冊第1の2第26項第2号の表中車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のものに関する改正規定及び同項第3号の表中車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のものに関する改正規定は、昭和56年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別冊第1の2第15項の2第1号の規定は、昭和44年3月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものに限る。）及びこの訓令の施行の日前に製作された車両総重量が8トン以上の普通自動車（貨物の運送の用に供する自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）については、昭和55年10月31日までは、適用しない。
- 3 この訓令の施行日前に製作された貨物の運送の用に供する車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車（昭和44年3月31日以前に製作されたものを除く。）に対する改正後の別冊第1の2第15項の2第1号ア及びイの規定の適用については、昭和55年10月31日までは、同号ア中「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とあるのは「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」と同号イ中「地上450ミリメートル以下、その上縁の高さが地上650ミリメートル以上となるように取り付けられ、かつ、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるもの」とあるのは「地上600ミリメートル以下」と読み替えるものとする。
- 4 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものを除く。）に対する改正後の別冊第1の2第15項の2第1号ア及びイの規定の適用については、

当分の間、同号ア中「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とあるのは「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」と、同号イ中「地上450ミリメートル以下、その上縁の高さが地上650ミリメートル以上となるように取り付けられ、かつ、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるもの」とあるのは「地上600ミリメートル以下」と読み替えるものとする。

5 この訓令の施行日前に製作された自動車については、改正後の別冊第1の2第36項第4号の規定にかかわらず、昭和55年10月31日までは、なお従前の例による。

6 この訓令の施行日前に製作された自動車に対する改正後の別冊第1の2第42項第3号の表第2の規定の適用については、昭和55年10月31日までは、同表中「2メートル」及び「3メートル」とあるのは、「0.3メートル」と読み替えるものとする。

附 則（昭和60年9月27日庁訓第33号）

1 この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行日前に製作された自動車については、改正後の別冊第1の2第25項第2号並びに第26項第5号及び第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和62年9月1日庁訓第37号）

この訓令は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月30日庁訓第39号）

この訓令中第1条の規定は昭和63年12月1日から、第2条の規定は平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

附 則（平成元年4月26日庁訓第31号）

この訓令は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成元年6月29日庁訓第53号）

この訓令は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成元年9月29日庁訓第58号）

この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年9月26日庁訓第34号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年10月1日庁訓第32号）

この訓令中第1条の規定は平成3年10月1日から、第2条の規定は平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成4年5月29日庁訓第44号）

1 この訓令は、平成4年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行日前に製作された自動車については、改正後の別冊第1の2第33項第2号の規定にかかわらず、平成6年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則（平成4年9月28日庁訓第57号）

この訓令は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成5年9月28日庁訓第48号）

- この訓令は、平成5年10月1日から施行する。ただし、別冊第1の4第23号、第29号、第41号、第47号及び第51号の改正規定中付表第9に係る部分、別冊第1の4に第63号から第65号までを加える改正規定、別冊第1付表第5の改正規定並びに別冊第1に1表を加える改正規定は、平成6年10月1日から施行する。
- この訓令の施行の日から平成6年9月30日までの間における改正後の自衛隊の使用する自動車に関する訓令の規定の適用については、同訓令別冊第1の2第26項第6号中「、窒素酸化物及び粒子状物質の1時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の右欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の左欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の右欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素にあつては9.20、炭化水素にあつては3.80、窒素酸化物にあつては6.80（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては7.80）、粒子状物質にあつては0.96」とあるのは「及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比）で表した測定値に、それぞれ同表の右欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあつては100万分の980、炭化水素にあつては100万分の670、窒素酸化物にいつては100万分の350（直接噴射式の原動機を有する自動車にあつては、100万分の520）」と、同項第14号及び第15号中「40パーセント」とあるのは「第5号に掲げる自動車にあつては40パーセント以下、第6号に掲げる自動車にあつては50パーセント」と、別冊第1の4第60号ア中「付表第9」とあるのは「付表第5」とする。

附 則（平成5年11月30日庁訓第52号）

- この訓令は、平成5年12月1日から施行する。
- 次の表の特定自動車の種別の欄に掲げる自動車については、改正後の自衛隊の使用する自動車に関する訓令別冊第1の2第26項の2の規定は、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「特定期日」という。）以後の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付を受けた後初めて検査（臨時検査にあつては、特定期日以後に受けるものに限る。）を受ける日（特定期日において有効な自動車や自動車検査証を受けていない自動車については、特定期日の翌日）から適用する。

特 定 自 動 車 の 種 類		期 日
次項に掲げる自動車以外の自動車	1 2 に掲げる自動車以外の自動車	昭和58年11月30日以前に初めての自動車検査証の交付（以下「初度交付」という。）を受けたもの 平成6年11月30日（平成5年11月30日における自動車検査証の有効期間の残余期間が1年を越える自動車にあつては、平成7年11月30日）
		昭和58年12月1日から昭和60年1月30日までに初度交付を受け 平成7年11月30日

		たもの	
		昭和60年12月1日から平成5年11月30日までに初度交付を受けたもの	初度公布日から起算して10年間の末日に当たる日
	2 車両 総重量が	昭和61年3月31日以前に初度交付を受けたもの	平成8年3月31日
	3.5トン を超え5 トン以下 の自動車	昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までに初度交付を受けたもの	平成9年3月31日(自動車検査証の有効期間が2年とされている自動車にあっては、初度交付日から起算して10年間の末日に当たる日)
		昭和62年4月1日から平成8年3月31日までに初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して10年間の末日に当たる日
平均使用 年数が10 年を越え る自動車 にあって 別に指定 するもの。	1 車両 総重量が	昭和54年11月30日以前に初度交付を受けたもの	平成6年11月30日
	3.5トン 以下の自 動車	昭和54年12月1日から平成5年11月30日までに初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して15年間の末日に当たる日(ただし、昭和56年1月1日から昭和56年12月31日までに初度交付を受けた自動車にあっては、初度交付日から起算して18年間の末日に当たる日)
	2 車両 総重量が	昭和56年3月31日以前に初度交付を受けたもの	平成8年11月30日
	3.5トン を超え5 トン以下 の自動車	昭和56年4月1日から平成8年3月31日までに初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して15年間の末日に当たる日
	3 車両 総重量が	昭和51年3月31日以前に初度交付を受けたもの	平成8年3月31日
	5トン を超える自 動車	昭和51年4月1日から平成8年3月31日までに初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して20年間の末日に当たる日

附 則（平成6年3月30日庁訓第18号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日庁訓第50号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。ただし、別冊第1の2第26項第2号の表中「0.98」とあるのを「0.63」とする改正規定、同項第3号の表中「8.50」とあるのを「6.60」とする改正規定、別冊第1の2第26項の2第1号中「前項第2号」の次に「又は別冊第1の4第66号」を加える改正規定及び別冊第1の4に第66号を加える改正規定は、平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成7年8月28日庁訓第49号）（抄）

- 1 この訓令は、平成7年9月1日から施行する。ただし、別冊第1の2第26項第4号の表中「7.20」とあるのを「5.90」とする改正規定、別冊第1の2第26項の2第2号中「特定自動車（」の次に「前項第4号が適用される自動車及び」を加える改正規定、同号中「同項第4号」とあるのを「別冊第1の4第67号」とする改正規定及び別冊第1の4に第67号を加える改正規定は、平成7年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別冊第1の2第33項第1号及び第2号の規定は、平成7年8月31日以前に製作された自動車については、平成8年8月31日までは、適用しない。

附 則（平成8年3月28日庁訓第18号）

この訓令は、平成8年3月31日から施行する。

附 則（平成8年12月27日庁訓第57号）

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年4月28日庁訓第26号）

この訓令は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成9年11月21日庁訓第40号）

この訓令は、平成9年11月21日から施行する。

附 則（平成10年10月1日庁訓第42号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日庁訓第38号）

- 1 この訓令は、平成11年6月30日から施行する。
- 2 輸入された自動車であって改正後の自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）別冊第1の4第68号の規定の適用を受けるものに備える一酸化炭素等発散防止装置に対する保安基準表第26項第23号の規定の適用については、平成12年3月31日までは、同号ウ中「同号、第7号、第14号及び第15号」とあるのは「別冊第1の4第68号及び第70号」とする。
- 3 輸入された自動車であって改正後の訓令別冊第1の4第69号の規定の適用を受けるものに備える一酸化炭素等発散防止装置に対する保安基準表第26項第23号の規定の適用については、平成12年3月31日までは、同号エ中「同号、第7号、第14号及び第15号」とあるのは「別冊第1の4第69号及び第70号」とする。
- 4 輸入された自動車であって改正後の訓令別冊第1の4第73号の規定の適用を受けるものに備え

る一酸化炭素等発散防止装置に対する保安基準表第26項第23号の規定の適用については、平成12年3月31日までは、同号ウ中「同号、第7号、第14号及び第15号」とあるのは「別冊第1の4第73号及び第75号」とする。

5 輸入された自動車であって改正後の訓令別冊第1の4第74号の規定の適用を受けるものに備える一酸化炭素等発散防止装置に対する保安基準表第26項第23号の規定の適用については、平成12年3月31日までは、同号ウ中「同号、第7号、第14号及び第15号」とあるのは「別冊第1の4第74号及び第75号」とする。

6 輸入された自動車であって改正後の訓令別冊第1の4第78号の規定の適用を受けるものに備える騒音防止装置に対する保安基準表第25項第4号の規定の適用については、平成12年3月31日までは、同号中「第1号及び第2号」とあるのは「別冊第1の4第78号」とする。

7 輸入された自動車であって改正後の訓令別冊第1の4第79号の規定の適用を受けるものに備える一酸化炭素等発散防止装置に対する保安基準表第26項第23号の規定の適用については、平成12年3月31日までは、同号ア中「同号、第3号、第7号から第9号まで、第12号及び第13号」とあるのは「別冊第1の4第79号」とする。

8 輸入された自動車であって改正後の訓令別冊第1の4第80号の規定の適用を受けるものに備える一酸化炭素等発散防止装置に対する保安基準表第26項第23号の規定の適用については、平成12年3月31日までは、同号イ中「第4号の自動車にあつては、同号、第7号から第9号まで、第12号及び第13号」とあるのは「別冊第1の4第73号及び第80号」とする。

9 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧規則」という。）第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車に対する改正後の訓令別冊第1の2第26項第10号の規定の適用については、同号イ中「道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）」とあるのは「旧規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車」と読み替えるものとする。

附 則（平成11年9月29日庁訓第50号）

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年10月8日庁訓第67号）

この訓令は、平成15年10月8日から施行する。

附 則（平成15年12月24日庁訓第74号）

この訓令は、平成15年12月24日から施行する。

附 則（平成17年2月10日庁訓第1号）

この訓令は、平成17年2月10日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月27日訓令第141号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年4月21日訓令第34号）

この訓令は、平成20年4月21日から施行する。

附 則（平成21年3月3日訓令第3号）

この訓令は、平成21年3月3日から施行する。

附 則（平成21年12月22日訓令第64号）

- 1 この訓令は、平成21年12月22日から施行する。
- 2 この訓令中、自動車番号標及び臨時運行番号標の取付方法については、改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成22年4月1日訓令第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第16号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月7日訓令第33号）

この訓令は、平成24年9月7日から施行する。

附 則（平成27年4月24日訓令第22号）

この訓令は、平成27年4月24日から施行する。

附 則（平成27年10月1日訓令第39号）（抄）

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 防衛装備庁については、この訓令による改正後の自衛隊の使用する自動車に関する訓令別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、当分の間、この訓令による改正前の自衛隊の使用する自動車に関する訓令別表第2及び第3に規定する技術研究本部の標識及び臨時運行番号標を使用することができる。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別 記

第1号様式（第16条関係）

自動車検査証有効期間の伸長に係る承認申請書

品名・型式 ・ ・形状	自動車番号	使用部隊等名	自動車検査証 有効期間	伸長が必要な 期間	伸長が必要な理由

第2号様式（第23条関係）

適用除外指定申出申請書

車名・型式・品名	車両数	取得又は 改造予定 年月日	自衛隊法第114条第2項の規定 による保安基準の緩和及び緩和 した場合に付す制限			備 考
			条 項	緩和事項	制限事項	

注 所管区分欄には、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は防衛装備庁の別を記入すること。
 なお、陸上自衛隊の自動車にあつては、所掌課を併記すること。また、条項欄は、第10条の規定により防衛大臣が別に定める保安基準に基づき記入すること。

第3号様式（第23条関係）

主要諸元表

指 定 番 号 車 名 及 び 型 式 車 台 の 名 称 及 び 型 式 車 体 の 名 称 及 び 型 式 製 作 者 の 氏 名 又 は 名 称		類 別 区 分 番 号 指 定 年 月 日 変 更 承 認 年 月 日 自 動 車 の 種 別 用 途	
		車 体 の 形 状	
長 さ (m) 幅 (m) 高 さ (m) 軸 距 (m)		車 両 重 量 (kg)	前 軸 後 軸 計
輪 距 (m)	前 輪 後 輪	乗 車 定 員 (人) 最 大 積 載 量 (kg)	
室 内 又 は 荷 台 の 内 側 寸 法 (m)	長 さ 幅 高 さ	車 両 総 重 量 (kg)	前 軸 後 軸 計
荷 台 オ フ セ ッ ト (m) 原 動 機 の 型 式 総 排 気 量 又 は 定 格 出 力 (1 又 は kW) 燃 料 の 種 類		最 大 安 定 傾 斜 角 度	左 右
		車 輪 配 列	
		タ イ ヤ	前 輪 後 輪
備 考			

第4号様式（第23条関係）

適用除外指定申出申請に伴う車体番号表

車名・型式・品名	車両数	車 体 番 号

第5号様式（第28条関係）

証 明 書

下記のとおり証明する。

証明書番号
年 月 日
氏 名

記

次の車両は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項の規定により道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を除外され、
が管理していたが、年 月 日に譲渡管理換したものである。

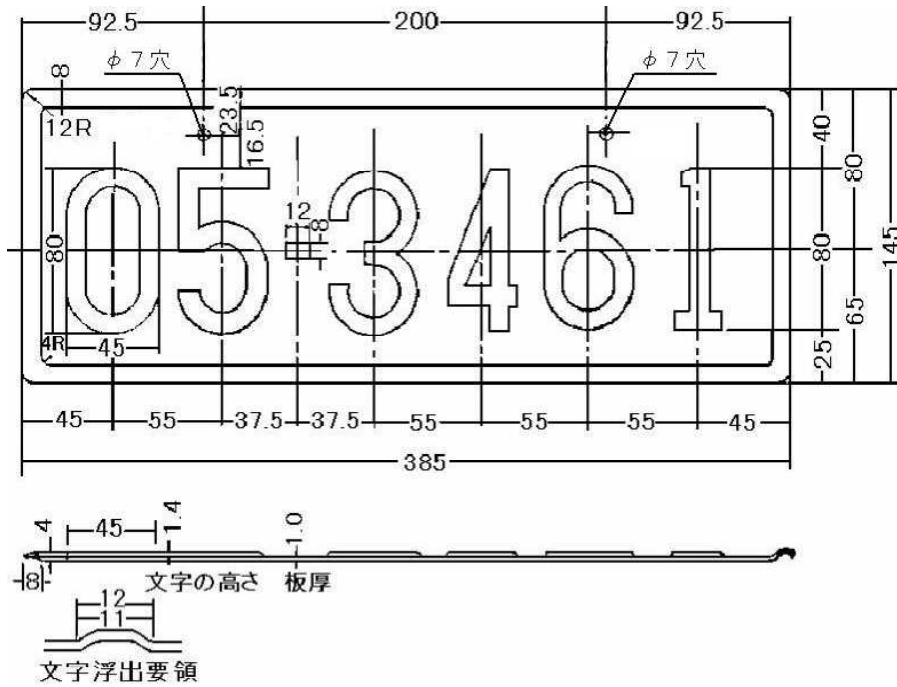
自動車番号	車 名	型 式	車 台 番 号	原動機の型式	備 考

注 1 道路運送車両法の規定により登録を受けたことのある自動車にあつては、その登録の最後の自動車登録番号を備考欄に記入すること。

注 2 型式の変更等があつた場合には、備考欄にその旨を記入すること。

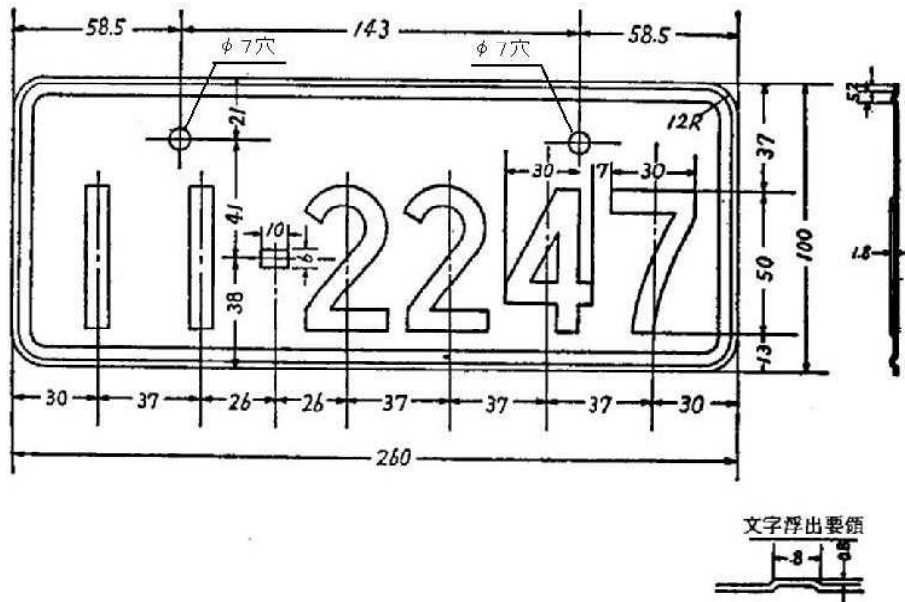
別表第1 (第5条関係)

自動車番号標 (二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)



- 備考 1 寸法の単位は、ミリメートルとし、材質は、アルミ材とする。
 2 塗色は、白地に緑色文字にする。
 3 取り付けるときは、座金を使用する。

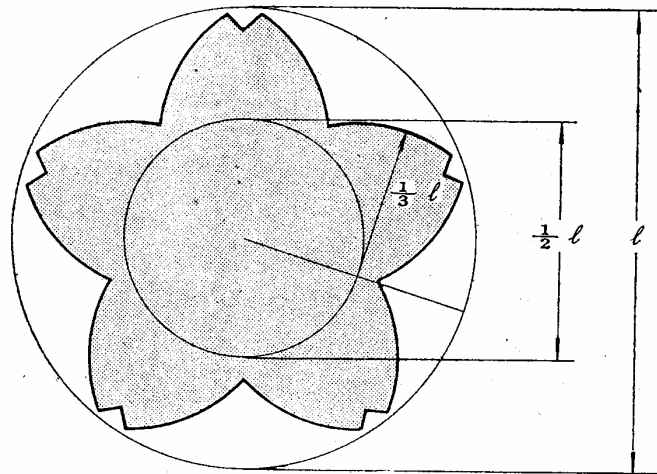
自動車番号標 (二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車用)



- 備考 1 寸法の単位は、ミリメートルとし、材質は、アルミ材とする。
 2 塗色は、白地に緑色文字にする。
 3 取り付けるときは、座金を使用する。

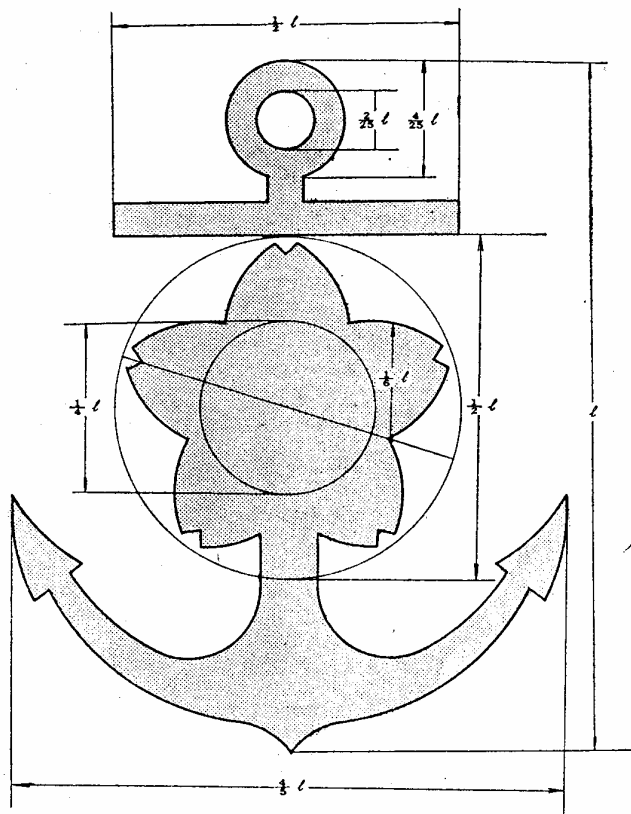
別表第2 (第6条関係)

陸上自衛隊用



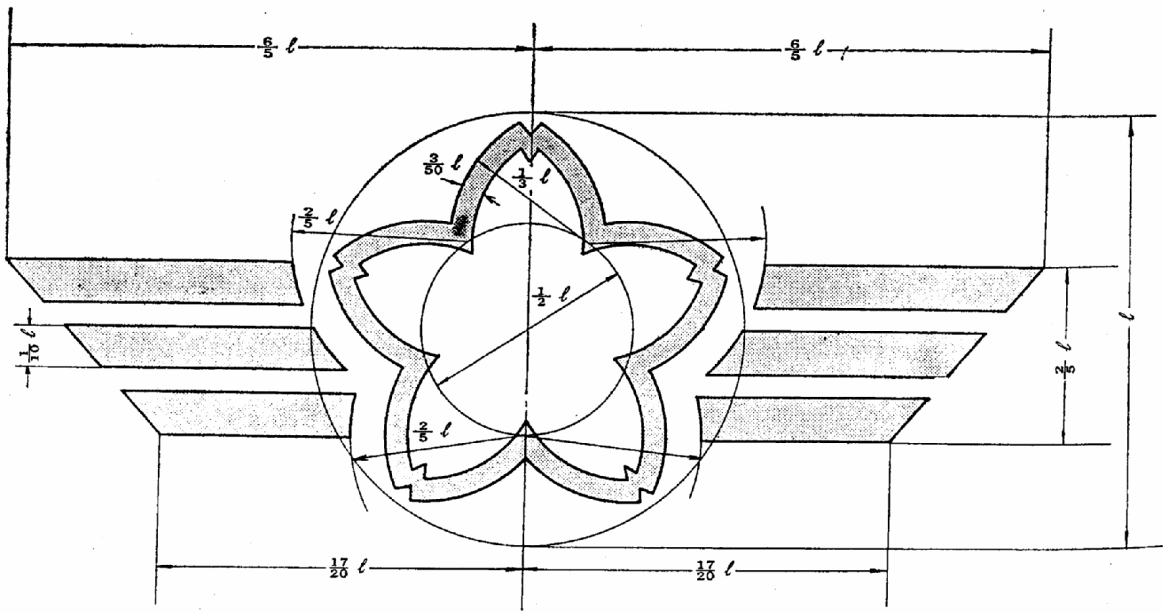
備考 標識の塗色は、白色又は黒色とする。

海上自衛隊用



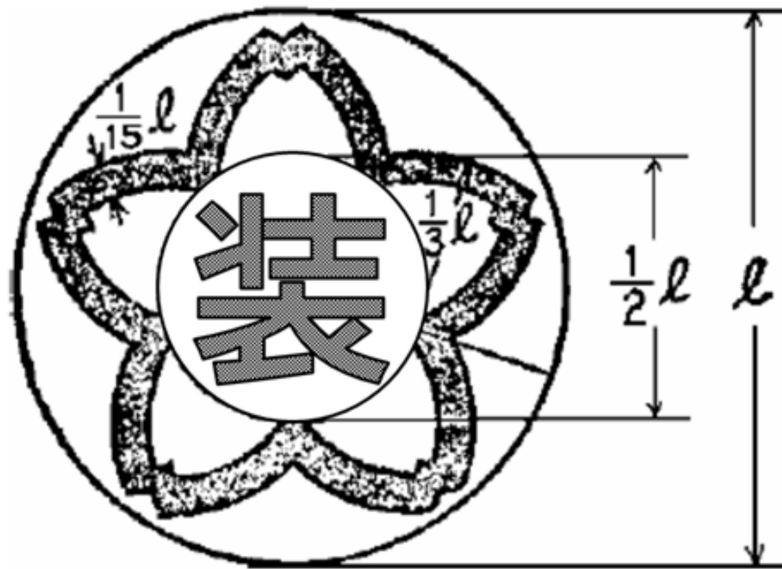
備考 標識の塗色は、白色又は黒色とする。

航空自衛隊用



備考 標識の塗色は、白色又は黒色とする。

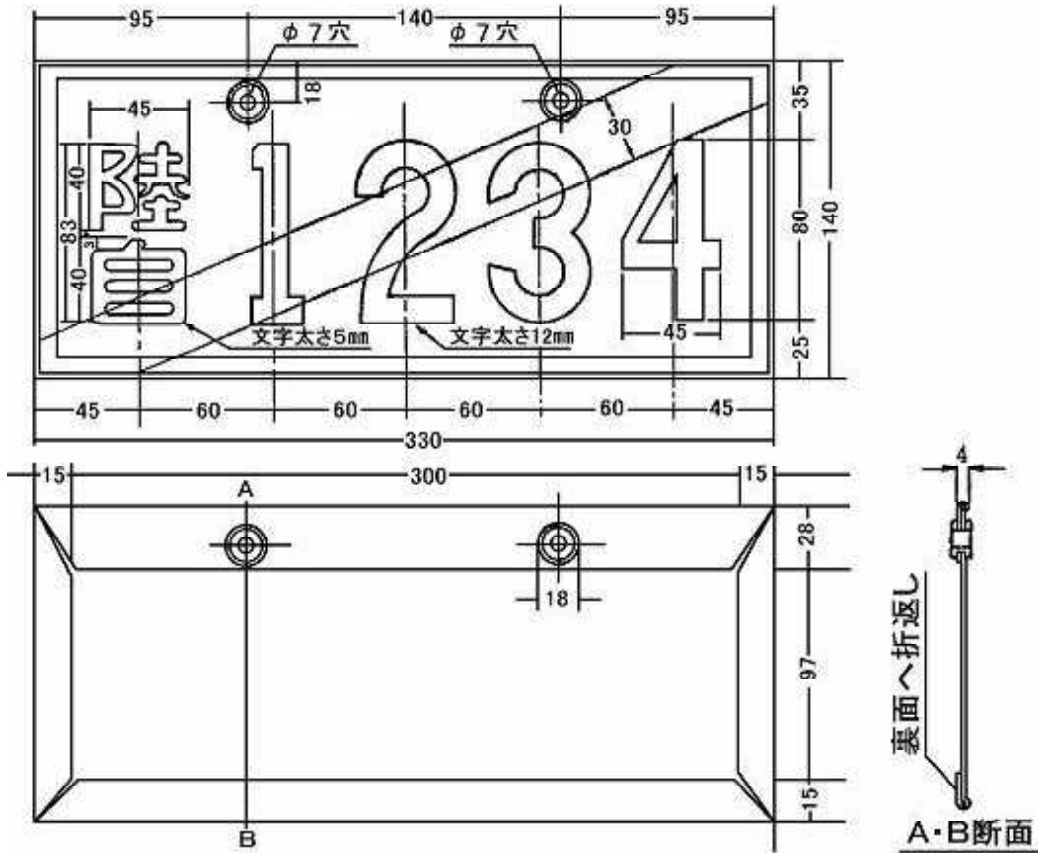
防衛装備庁用



備考 標識の塗色は、白色又は黒色とする。

別表第3 (第26条関係)

臨時運行番号標



- 備考
- 1 寸法の単位は、ミリメートルとし、材質は、アルミ材とする。
 - 2 塗色は、白地に黒文字とし、斜線は赤色とする。
 - 3 「陸自」は、陸上自衛隊のものについて例を示したものであつて、海上自衛隊にあつては「海自」、航空自衛隊にあつては「空自」、技術研究本部にあつては「装備庁」とする。
 - 4 取り付けるときは、座金を使用する。